

子育て・家庭教育への支援

1 子どもの社会的な経験の機会の充実

① 放課後子ども教室等の推進

取組み1 放課後子ども教室 ¹ 等の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」を実施する26市町村167か所（政令市・中核市を除く。「朝の子どもの居場所づくり」を行う1町2か所を含む。）に対し、設置、運営経費の一部を補助した。 「地域未来塾²」を実施する3市町4か所（政令市・中核市を除く）に対し、運営経費の一部を補助した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」や「地域未来塾」の拡充に向けて、未実施市町村の理解をより一層深める取組みに課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、「放課後子ども教室」の実施主体である市町村へのきめ細かな情報提供や情報交換と継続的な支援を行っていく。 企業等がそれぞれの特色を生かし、子どもたちの健全な成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム提供事業」の積極的な活用を働きかけていく。 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、地域の実情に応じた「地域未来塾」の実施を市町村に働きかけていく。

放課後子ども教室推進事業実施箇所数の推移（政令市・中核市を除く）

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計	59	69	78	86	95	107	115	123	146	167

放課後子ども教室の主な活動内容（例示）

学習関係	教員OB等が予習復習や宿題など指導、算数パズル、プログラミング学習
運動関係	バスケットボール、卓球、バドミントン、なわとび、ドッジボール
その他	工作、トランプ、けん玉、オセロ、手品、囲碁・将棋

2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

取組み1 家庭教育への支援の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県内すべての中学校（政令市を除く）1年生の保護者を対象に「家庭教育ハンドブック すこやか」を配付した結果、保護者からは「親子で読みやすい」「内容が充実している」といった声が寄せられた。 家庭教育や子育てについての学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の保護者への支援に取り組む3市町（政令市・中核市を除く）に対し、経費の一部を補助した。また、市町村職員等を対象とした研修を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での教育が難しくなっている社会の中で、孤立化したり、子育てに不安を感じる保護者が少なくないため、保護者や市町村に対する家庭教育支援の取組み

¹ 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組み。

² 地域未来塾

地域資源を生かし、学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る取組み。

	に課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭教育ハンドブック すこやか」の配付など、保護者に必要な情報提供を継続して実施していく。 保護者に身近な地域での家庭教育支援の取組みを促進するため、引き続き、国の家庭教育支援に係る事業の趣旨や内容について、会議や研修等を通じて市町村に情報提供し、その周知に努めていく。 保護者が楽しみながら家庭教育への理解を深めることができる親子参加型のものづくり体験事業についての有効性を市町村に周知し、引き続き積極的な活用を働きかけていく。 神奈川県生涯学習審議会に「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」を諮問しており、今後提出される答申を踏まえながら、施策について検討していく。
取組み2 高校生等への就学支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等を対象に、高等学校奨学金³を貸付希望者全員(2,027人)へ貸付けた。 高等学校奨学金の募集案内等が分かりやすい記載になるよう努めるとともに、県のホームページに制度の全体像を記載したページを設定した。 授業料以外の教育費負担を軽減するため、経済的に困難な世帯を対象に、高校生等奨学給付金⁴を支給対象である申請者全員(12,801人)へ支給した。 授業料に充てるため、一定の収入未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金⁵を受給資格者全員(106,149人)へ支給した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高校生等奨学給付金について、更なる給付金の拡充が課題である。 高等学校等就学支援金について、生徒・保護者が受給権の有無を誤認するケースがあるため、より分かりやすい情報提供が課題である。 令和元年度から就学支援金の受給認定処理に当たって、国が開発した就学支援金システムを利用し、マイナンバーによる税情報の照会を開始したが、課税証明書による税情報の確認よりも時間を要しているため、就学支援金システムを利用した認定処理の時間短縮が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 給付型の高校生等奨学給付金の拡充について、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き国に働きかけていく。 高等学校等就学支援金について、生徒・保護者が受給権の有無を誤認することがないよう、案内文等について更なる工夫をしていく。 就学支援金システムの受給認定処理の基となる課税地の誤記によるエラーを防止するため、申請書等について、更なる工夫をしていく。 就学支援に関する3つの制度を周知するため、県教育委員会ホームページのトップページに一括して掲載し、必要な情報を分かりやすく、すぐ見られるようホームページの改善、充実を図っていく。

3 高等学校奨学金

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対する貸付金。

4 高校生等奨学給付金

都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援するための返還不要の給付金。

5 高等学校等就学支援金

一定未満の収入の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための支援金。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 放課後対策並びに子育て支援等については、実施規模の拡大が図られ、それなりに充実してきていると評価できる。

【中柱1－①について】

- 放課後子ども教室は平成19年度以来、確実に実施箇所数が増加し、県教委としての支援策が成果を上げていると思われ、努力している様子が見られる。未実施市町村には実施のための条件が整っていないことが多いので、その原因等の把握と支援策について検討されたい。地域未来塾についても同様である。また、この事業を更に充実させていくためにも、県教委が仲介役となって企業との連携を深めていくべきである。

【中柱2－①について】

- 家庭教育支援については、ハンドブックが浸透し、好評を得ているようであり、配布は今後も続けてほしい。子育て・家庭教育支援に関わる研修会等の場合、非参加者に対する動機づけが課題になる。支援を必要とするのはむしろ非参加者である場合が少なくないからである。そこで、「教育」を前面に出さず、親子でものづくりなどを楽しめる学習機会の実施を市町村などに促すよう工夫されたい。また、高校生への就学支援等は、貧困格差の是正が課題とされる今日、教育機会の均等化を図るうえで、支援金制度の普及と充実は不可欠であり、高等学校奨学金及び高校生等奨学給付金が申請者全員に支給されたことは大いに評価できる。高等学校等就学支援金については、認定処理等の時間短縮が課題とされているが、就学支援全般について、PRの工夫も更に検討されたい。